

後藤新平と衛生

〔『国家衛生原理』とは何か〕

渡辺利夫

●わたなべ・としお 一九三九年生。筑波大学教授、東京工業大学教授、拓殖大学教授・学長・総長を経て、現在、拓殖大学顧問。著書に『開発経済学』『神経症の時代』『放哉と山頭火』など。

後藤新平の内務省衛生局長の時代は、欧米の社会科学の勃興期であった。ダーウィン、スペンサー、ベンサム、ミルなどの思想が知識人に深い影響を与えていた。後藤もそれらの諸文献を渉猟しながら『国家衛生原理』の執筆に当たった。そして、欧米の思想に立脚しながらもこれを超克して後藤独自の人間観、国家観、世界観にいたり、その思想と信条がその後、台湾というフロンティアのキャンパスのうえに具現されていた。

『原理』のベースとなったのは、当時ソーシャル・ダーウィニズムと称され一世を風靡した「社会進化論」である。チャールズ・ダーウィンの『種の起源』によって初めて立証された「生存競争」「適者生存」をキーワードとする進化論が、生物学の域を超え社会思想にまで深い影響を与えたのである。ダーウィンの進化論を社会進化論として提起したのはスペンサーである。社会が進歩するという思想は、ダーウィン以前には希薄であった。しかし、当時の欧米諸国を巻き込んだ技術革新、産業革命

の波は社会に大きな変動をもたらした。この社会変動には何か説明されるべき固有の方向性があるのではない。そう考えられるにいたったのであろう。後藤を深く捉えたものも社会進化論であった。後藤は『原理』においてこう述べる（筆者現代語訳）。

（生存競争の道は瞬時たりとも絶えることはなく、適者生存の道理から離れることもできない。生物界におけるこの道理は、当世の諸家がこぞって認めるところである。それゆえ、いやしくも生を授けられたものは、競争の攻撃に抵抗し、これを克服し、みずからを養い生殖をつづけなければ生存できない。人間だけはそうではない、というわけにはいかない。人間もまた生物の一つだからである）

「人類モ亦美ニ生物ノ一ナリ」。こう見定めたことが後藤の出発点となり、到達点ともなった。後藤はさらに人間の生の目的について次のように述べる。

（生体を傷つけるものに抵抗し、あるいはこれを克服し、あるいはその平和公正を保ち、給食と生殖を営み、心と体を健全に発達させるのに満足な状態、すなわち生理的円満を保持することが人間の目的に他ならない）

外装のすべてを取り払ってなお残る人間の生の究極的な目的は「生理的円満」の確保にある。後藤はそう見立てる。ベンサム「功利主義」とか、ミルの「最大多数の最大幸福」といった説は、響きはいけれどもそれだけのものであり、人間の生の根源的な目的を言い当てたものではない。それら

諸説の背後にあるものをさらに追究していけば、人間は生理的円満のみを求める、そういう存在であることに気付かないはずがない。

人間が生理的円満を求めるのは、人間の中に本来的に埋め込まれている「生理的動機」のゆえであり、これは人間の中に「固有セル一種ノ天性」だともいう。そしてこの生理的動機を保証するものが国家に他ならない。それがゆえにこそ「国家」衛生原理である。生理的動機にもとづいて生理的円満を手にすることが人間の最終的な目的である。正邪とか善悪とかいう倫理は、この最終的目的を得るためのただの「仮称」にすぎない。

人間とは生理的動機に発し、生理的円満を得んとして生を紡ぐ存在である。しかし、この円満は個々の人間の力では到底充足できない。個々の力では自己保存さえかなわない。生理的円満を満たすためには、個々の力を超えた、個々の人間を生存させるための社会秩序を形成する「公共ノ力」が不可欠である、という。

ここにおいて後藤は、個々の人間の生存欲求を満たすための公共的秩序の形成者を「主権者」といい、「最上権」だともいう。最上権をもつものが「衛生団体」つまりは「国家」なのだと主張する。人間に内在する生理的円満への欲望が国家の存在を必然的に求める、そういう思考の回路が後藤のものであった。

台湾をいかに統治するか。問われるのは方法論である。人間とは生理的動機に発し、生理的円満を求め、生命体としての生をまっとうするために生きる、そういう存在だ。台湾住民が生理的円満を得ようとするような環境の中で生きてきたのか。まずはそのことを調査研究することから始めねばならない。政策の立案・実施は精細な調査研究があつて以降のことだ。

児玉源太郎から総督就任に際しての施政方針の草稿を認めよと命じられた際、後藤は今は施政方針

を表明する時期ではない。施政方針の表明はもっと後でいい。総督がまずやるべきことは、総督がその統治を委任された台湾の住民生活のありよう、台湾社会のグラスルーツに古くから伝わる慣行、つまり「旧慣」を調査することだ。そのうえで「生物学の原理」にもとづく統治を開始しようと諄々説いた、といわれる。

台湾は何から何まで日本とは事情が異なる。であれば台湾統治のための固有な法律が必要だ。この後藤の願望は、明治二十九年三月に「律令六三法」として成立した。「台湾ニ施行スベキ法令ニ関スル法律」であり、その第一条が「台湾総督ハ其管轄区域内ニ法律ノ効力ヲ有スル命令ヲ発スルコトヲ得」となった。かくして、台湾は日本とは異なる独自の「法域」とされた。本土の憲法からは自立したこの独自の法域の中で、後藤は国家衛生原理にもとづき台湾の開発を目指して自在にその辣腕を振るったのである。